



山梨税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 405-8585 山梨市上神内川 738 Tel. 0553 (22) 1411 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e - T a x 申 告 に つ い て

～申告書作成会場は混雑(3密)回避のため入場制限を実施します

新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。

(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP

2

申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場制限を実施します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(火) ～ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。	夢わーく山梨 3階大集会室	山梨市上神内川 1348	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場制限により、受付を早めに締め切る場合あり。 【相談】 午前9時から午後5時まで

※ 山梨税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。

- 申告書の提出のみで、直接お持ちいただく場合は山梨税署へ、郵送で提出する場合は下記送付先へご提出してください。

〒400-8541

甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎「税務署事務処理センター」

- 会場の混雑を回避するために入場制限を行いますので、受付を早めに締め切り、後日の来場をお願いする場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染により重症化のおそれがあるご高齢の方や基礎疾患を有する方については、本年は、2月16日(火)よりも前から申告相談をお受けしています。【2月15日(月)までは山梨税務署にて申告相談をお受けしています。】

【案内図】

